

～介護の仕事に再就職する方を応援！～

介護人材 再就職準備金をお貸しします！

1. 事業の目的

この事業は、介護職として一定の知識及び経験を有する離職中の者を対象に、県内で再就職するために必要となる再就職準備資金を貸し付け、潜在的介護人材の確保、就業促進を図ることを目的とするものです。

2. 貸付の対象者（次のすべてを満たす者）

- (1) 県内に所在する事業所又は施設に就労しようとする者で、介護事業所を離職した介護職員
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ① 介護福祉士
 - ② 介護福祉士実務者研修修了者
 - ③ 介護職員初任者研修修了者（介護職員基礎研修・ヘルパー1級・ヘルパー2級を含む。）
- (3) 居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業を実施する事業所において介護職員としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者
- (4) 居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等として再就労しようとする者
- (5) 直近の介護職等として離職した日から原則として30日以上が経過しており、介護職員等として再就労する日までの間に、予め山梨県福祉人材センターに届出・登録を行った者

3. 貸付額等

- (1) 貸付額 40万円以内。（1人当たり1回限り）

【貸付対象となる経費】

- ① 子どもの預け先を探す際の活動費
- ② 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費又は参考図書等の購入費
- ③ 靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具または当該道具を入れる鞆等の被服費
- ④ 敷金、礼金または転居費など転居を伴う場所に必要となる費用
- ⑤ 通勤用の自転車またはバイクの購入費 等

(2) 利子等無利子

ただし、返還することになった場合、債務の返還期限を過ぎた場合は法廷利子に従いの延滞利子を徴収します。

4. 返還の免除

介護職員等として就労した日から、山梨県内の介護事業所・施設に介護職員等（介護職員処遇改善加算の算定要件とされる職種）として、2年間引き続きその業務に従事した場合は、返還が免除されます。

ただし、未就労、他産業への転就職、自己都合等で退職した場合は、貸付金を返還していただくこととなりますので注意してください。

5. 貸付の申請手続

貸付を希望する方は、下記の問い合わせ先に事前に連絡の上、申請手続を行ってください。

申請は必ず勤務を開始するまでに行ってください。勤務開始後の申請は認められません。

*申請には「連帯保証人」が必要となります。連帯保証人は、県内に居住し独立の生計を営む方で、返還債務を負担することができる方に限ります。

なお、申請者が未成年である時は、連帯保証人は、親権者又は後見人でなければなりません。

*申請様式は、山梨県社会福祉協議会ホームページよりダウンロードができます。

山梨県社会福祉協議会ホームページ <http://www.y-fukushi.or.jp/>
働く・学ぶ → 修学資金の貸付 再就職準備金貸付事業 → 再就職準備金貸付申請様式

6. 貸付決定後の手続

申請書類を審査し、貸付の決定または不承認について申請者あてに通知します。貸付が決定した方は、貸付に伴う関係書類を提出する必要があります。書類が山梨県社会福祉協議会に提出された後、指定口座に振り込みます。

7. 申請先・問い合わせ先

〒400-0005

山梨県甲府市北新1丁目2-12（山梨県福祉プラザ4階）

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会 福祉人材研修課

※9:00~17:00 土日・祝日・年末年始を除く

電話 055-254-8654

FAX 055-254-8614